

熱海市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(適用事業)</p> <p>第6条 この条例を適用する事業は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー源の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 太陽光事業区域の面積が<u>1,000平方メートル</u>以上の事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業<u> </u><u> </u>に関する計画について市長と協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業に着手しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業終了後における再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分の方法<u> </u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(加える。)</p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の終了等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、再生可能エネルギー発電設</p>	<p>(適用事業)</p> <p>第6条 この条例を適用する事業は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー源の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 太陽光事業区域の面積が<u>400平方メートル</u>以上の事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業並びに災害時及び事業終了後における<u>事業区域の環境の保全</u>に関する計画について市長と協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業に着手しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業終了後における再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分の方法<u>並びに環境の保全</u>に関する計画</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 第15条に規定する積立てに係る計画書</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の終了等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、再生可能エネルギー発電設</p>

改正前	改正後
<p>備の撤去が完了したときは、規則で定めるところにより、撤去完了後30日以内に市長に届け出なければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>備の撤去が完了したときは、規則で定めるところにより、撤去完了後30日以内に市長に届け出なければならない。<u>この場合において、事業者は、自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。</u></p>
<p>4 (略)</p> <p>(加える。)</p>	<p>4 (略)</p> <p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第15条 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業を業う者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理をするための費用としてその出力1キロワット当たり1万5,000円を乗じて得た額を積立てておかななければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による積立額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第2項の解体等積立金を含むものとする。</u></p>
<p><u>第15条・第16条</u> (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(加える。)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>第17条・第18条</u> (略)</p>	<p><u>第16条・第17条</u> (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第15条に規定する積立てが計画的に行われていないとき。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>第18条・第19条</u> (略)</p>